



目 次

規 則	ページ
◎高知県文化賞授与規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（2件）	(県民生活・男女共同参画課)
	〈4・20掲示〉 2
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 2
○土地改良区の役員の退任	( " ) 3
○土地改良区の定款変更の認可	( " ) 3
○土地改良区の清算人の就職	( " ) 3
入札公告	
○一般競争入札（県立学校授業用パソコン一式の購入）の公告	(総務事務センター) 3

規 則

高知県文化賞授与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第50号

高知県文化賞授与規則の一部を改正する規則

高知県文化賞授与規則（平成7年高知県規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条中「団体」を「法人その他の団体」に、「につき、特に功績顕著なものに対して」を「において、特に功績が顕著なものに対してこれを」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、授与を行わない。

(1) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。

(2) 破産者で復権を得ないもの

(3) 法人その他の団体であつて、その代表役員等、一般役員であつて経営に事実上参加している者、代表者、理事その他これらの者と同等の責任を有する者が前2号のいずれかに該当するもの

(4) 次のいずれかに該当すると認めるもの

ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるもの

イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの

ウ その役員等（法人にあつては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあつてはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したものの

ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したものの

ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加

えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したものの

コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、文化賞を授与することが適当でないとき知事が認めるもの

第3条中「県外に」を「知事は、県外に」に、「団体」を「法人その他の団体」に、「につき」を「において」に、「授与する」を「授与することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定は、前項の文化賞の特別授与について準用する。

第5条第1項中「若干人をもって」を「若干人で」に改める。第8条第1項中「だれでも、毎年8月5日」を「誰でも、毎年7月15日」に、「第2条又は第3条」を「第2条第1項又は第3条第1項」に改め、同条第2項中「適当と」を「適当であると」に改める。

第11条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年5月8日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年4月9日	合同会社ハピネス 幡多郡黒潮町佐賀695-20	指定居宅介護支援事業所 ケアプランあかり 幡多郡黒潮町佐賀695-20 居宅介護支援
平成24年4月12日	合同会社愛浜 土佐市宇佐町宇佐2394-5	訪問介護ステーション愛浜（いとはま） 土佐市宇佐町宇佐2394-5

	訪問介護 介護予防訪問介護
--	------------------

-----  
公 告  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年4月20日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年4月20日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人				
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された 目的	
平成24 年4月 20日	変更 前	特定非 営利活 動法人 高知県 介護の 会	豊永 美 恵	四万十 市国見 929番 地1	この法人は、高齢者、要介護者、要支援者、障害者（児）等に対して、とじこもりの予防や、介護・給食サービス・日常生活支援・介護予防のための生活支援の推進に関する介護サービス事業等を行い、又、地域の伝統文化継承に関する事業も行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
	変更 後	〃	〃	〃	この法人は、子供から高齢者、要介護者、要支援者、障害者（児）等に対して、とじこも

					りの予防や、介護・給食サービス・日常生活支援・介護予防のための生活支援の推進に関する介護サービス事業等を行い、又、地域の伝統文化継承に関する事業も行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	--	--

~~~~~

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年4月20日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年4月20日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の<br>あった<br>年月日  | 定款変更に係る特定非営利活動法人 |                                         |                    |                         |                                                                                                          |
|--------------------|------------------|-----------------------------------------|--------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | 名称               | 代表者の<br>氏名                              | 主たる<br>事務所の<br>所在地 | 定款に記載された<br>目的          |                                                                                                          |
| 平成24<br>年4月<br>20日 | 変更<br>前          | 特定非<br>営利活<br>動法人<br>Homo<br>Lud<br>ens | 中市 真<br>帆          | 高岡郡<br>日高村<br>下分<br>887 | この法人は、発達障害児（者）及び育てにくさをもった子どもとその父母に対して、子ども一人ひとりの特性にあわせ、子どもの意欲と自信を引き出すための知識と、専門的かつ具体的な支援技術を途切れることなく一貫して提供す |

|  |         |   |   |   |                                                                                                                                                                                   |
|--|---------|---|---|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |         |   |   |   | る。そして子どもたちが生活を営む身近な地域において、子どもが自分に自信と誇りを持って暮らせる大人になることを目指し、毎日の暮らしのなかにある早期療育に寄与することを目的とする。                                                                                          |
|  | 変更<br>後 | 〃 | 〃 | 〃 | この法人は、障害者及び障害児と保護者に対して、子ども一人ひとりの特性にあわせ、子どもの意欲と自信を引き出すための知識と、専門的かつ具体的な支援技術を途切れることなく一貫して提供する。そして子どもたちが生活を営む身近な地域において、子どもが自分に自信と誇りを持って暮らせる大人になることを目指し、毎日の暮らしのなかにある早期療育に寄与することを目的とする。 |

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四万十市具同第二土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年5月8日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所  
(退任)

理事	浅能 富喜	四万十市具同6882
〃	藤本 守男	〃 〃 5007
〃	大橋 知	〃 森沢2686
〃	吉田 幸男	〃 具同7774
〃	渡邊 宏	〃 〃 8019-上1
監事	植村 邦茂	〃 〃 8428-11
〃	大橋 更三	〃 森沢2081
(就任)		
理事	浜田 信幸	四万十市具同4766
〃	濱田 和美	〃 〃 5103-2
〃	三吉 郁夫	〃 森沢2766
〃	橋田 和男	〃 具同5822
〃	渡辺興志男	〃 〃 6752-1
監事	大橋 豊	〃 森沢1943
〃	松岡 功	〃 具同7599

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、河内生見土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年5月8日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
理事	松村 博文	安芸郡東洋町河内 209-2
〃	西内 哲夫	〃 〃 〃 995
〃	奥内真佐子	〃 〃 〃 772
〃	田中 隆一	〃 〃 〃 203-1
〃	伊達 紀子	〃 〃 〃 284
〃	松本 了	〃 〃 生見 78
〃	森本 幸大	〃 〃 〃 142
〃	松本 昇一	〃 〃 野根丙 447-3
〃	堀川 靖夫	〃 〃 〃 1226-8

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市川北土地改良区の定款の変更を平成24年4月20日に認可した。

平成24年5月8日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、河内生見土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成24年5月8日

氏 名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
松村 博文	安芸郡東洋町河内 209-2	
西内 哲夫	〃 〃 〃 995	
奥内真佐子	〃 〃 〃 772	
田中 隆一	〃 〃 〃 203-1	
伊達 紀子	〃 〃 〃 284	
松本 了	〃 〃 生見 78	
森本 幸大	〃 〃 〃 142	
松本 昇一	〃 〃 野根丙 447-3	
堀川 靖夫	〃 〃 〃 1226-8	

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年5月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
県立学校授業用パソコン一式 13組
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成25年3月19日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前はこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
  - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物

品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県会計管理局総務事務センター  
電話番号088-823-9788
- (2) 入札説明書の交付方法  
平成24年5月8日（火）から同年6月18日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成24年7月27日（金）午前10時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年7月26日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。  
イ 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年6月18日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出

- し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法  
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 落札者が、入札の日から(10)により本契約として確定する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (7) 手続における交渉の有無  
無
- (8) 契約書作成の要否  
要
- (9) 資格審査に関する事項  
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年6月18日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。  
なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。
- (10) 契約の締結  
この入札公告に示した物品の購入契約の締結に当たっては、高知県財産条例(昭和39年高知県条例第37号)第2条第1項の規定により高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)に同じ。
- (12) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary

- (1) Details of items to be purchased: 13 complete sets of personal computers for classroom use at prefectural schools
- (2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Friday 27 July 2012
- (3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Thursday 26 July 2012
- (4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9788